

地すべり発：第 G0-031208-1 号

平成 15 年 12 月 8 日

文部科学大臣  
河村 建夫 殿

(社) 日本地すべり学会  
会 長 佐々 恭二

「平成 14 年 3 月 29 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ」  
における役員の報酬・退職金に関する規程について

(社) 日本地すべり学会では、定款第 15 条において、役員の報酬・退職金等を下記のように規定しております。

第 15 条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。

しかしながら、当学会においては、平成 11 年の法人化以来常勤役員をおいておらず、今後も常勤役員をおくことはありません。原則として報酬規程の整備は必要ではありますが、実際に報酬および退職金を支給しておらず今後も支給する予定がないことから、当学会の情報公開ページにおいて報酬および退職金等を支給していない旨対外的に明らかにし、公明性を確保したいと考えております。宜しくご理解の程をお願い申し上げます。